

令和8年8月千葉豪雨の被害により発生した災害ごみに係る対応について ～住家で発生した災害ごみの受け入れ場所を追加します～

千葉市では、令和8年8月千葉豪雨の被害により住家で発生した災害ごみに係る対応を以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 災害ごみの持ち込みについて

令和8年8月千葉豪雨により発生した災害ごみについて、仮置き場を追加設置し、持ち込みの受け入れを開始します。なお、引き続き、新港清掃工場の仮置き場においても受け入れを行います。

(1) 仮置き場（追加設置場所）

若葉・緑環境事業所（緑区平山町1045-5）



出典：国土地理院地図を加工して作成

(2) 開設期間

令和8年8月19日（水）から当面の間（休日含む）

10：00～16：30

（※新港清掃工場の仮置き場とは開始時刻が異なりますので、ご注意ください）

(3) 受付方法

市民による直接持ち込みとし、「災害ごみ搬入許可申請書」を記入いただくとともに、身分証による本人確認を行います。

(4) 料金

無料

(5) 問い合わせ先

千葉市廃棄物施設整備課

電話 043-245-5423

受付時間 9:00～17:00 (月～金曜日)

2 対象のごみ

- ・令和8年8月千葉豪雨の被害により発生した災害ごみに限ります。
- ・円滑な処理のため、災害ごみは可能な限り分別をしてください。
- ・事業所で排出されたごみは、受け入れの対象外です。

分別種別

①瓦、②ブロック・コンクリート・レンガ、③金属くず、④石膏ボード、⑤可燃物、⑥木材・樹木・枝、⑦たたみ・ふとん、⑧不燃物、⑨処理困難物（タイヤ、ペンキ、ヘルメットなど）、⑩家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）、⑪電化製品、⑫有害ごみ・危険物

3 若葉・緑環境事業所における粗大ごみの自己搬入停止について

仮置き場の開設に伴い、令和8年8月19日（水）から当面の間、若葉・緑環境事業所における通常の粗大ごみの自己搬入を停止します。

※中央・美浜環境事業所および花見川・稲毛環境事業所では引き続き受け付けしております。

※粗大ごみの収集は粗大ごみ受付センター、LINE、インターネットでも受け付けておりますので併せてご利用ください。

＜参考＞設置済みの災害ごみ仮置き場

(1) 設置場所

新港清掃工場 旧溶融スラグストックヤード（美浜区新港225-24）

(2) 開設期間

令和8年8月15日から当面の間（休日含む）

9:00～16:30

(3) 受付方法

市民による直接持ち込みとし、「災害ごみ搬入許可申請書」を記入いただくとともに、身分証による本人確認を行います。

(4) 料金

無料